



多久市の子育てを応援する「児童センター」

あじさいへ行こう！

Go!



あじさいのイベント情報♪

子育て中のみなさんをお待ちしていま～す♪

コロナ禍で「子どもを連れて外出するのちょっと心配」という声が多いのではないのでしょうか。そんな中でも、あじさい内の“でんでんむし”では、ゆったりとくつろぎながら子育てのさまざまな悩み相談ができます。また、子育て情報の提供や楽しいイベント、講演会なども行っています。新型コロナウイルスの感染防止に万全の体制を整えていますので、安心してお越しください♪

赤ちゃん広場



▲福祉課職員が保育所入園の説明を行いました。「多久の子育て支援は手厚い」という声も。

子育て講演会



▲バスタオルを使って親子でリズム遊び！



1月	
にこにこサロン（毎週火曜）	
6日(水)	ぜんざい会
13日(水)	みんなで遊ぼう
19日	お誕生会
26日	季節の工作
すこやかタイム（毎週土曜）	
9日	たこを作ってあげよう
16日	おりがみ遊び
23日	ビデオ上映会
30日	季節の工作
でんでんむし	
7日(木)	ママカフェ
14日(木)	食育相談会
28日(木)	子育て講演会

あじさい
ホームページ
QRコード



問い合わせ

児童館 ☎75-6621 / 子育て支援センター「でんでんむし」 ☎37-1117

利用者支援事業「パラソル」 ☎75-5120 / ファミリー・サポート・センター「にじいろ」 ☎75-5111

出典：独立行政法人国民生活センター



事例
昨年、2年後の成人式に着る写真撮影込みの振袖のレンタル代金20万円弱の契約をした。今年になって、留学することになったので、キャンセルを申し出たところ、契約後30日を過ぎていたため、80%のキャンセル料がかかると言われた。成人式はまだ10か月先だが、高額なキャンセル料を払う必要があるのか。
(高校生／女性)

ひとことアドバイス

- 成人式用の晴れ着レンタルは、成人式の1～2年前の早い時期から予約を受けるケースがみられます。自分の都合が変わる場合もあり、キャンセルに関するトラブルも起こっています。数年先に使うものであっても、キャンセル料などは契約内容に従うことになるため、よく確認してから契約しましょう。
- 「好みのデザインがなくなる」と言われたり、特典を強調されたりしても焦らず、その場ですぐに契約することは避けましょう。事業者が倒産などして成人式当日に着られなかった例もあります。
- 相談先：市民生活課 生活環境係（☎75-6117）／消費者ホットライン（☎188）

Check!

早期契約は慎重に 数年後の成人式の晴れ着レンタル

みんなで目指そう！ 自ら考え行動する消費者！

“賢い消費者”を目指し
今年度は



クイズ！賢い消費者はどっち？

Q 製品による事故が発生してケガをした。業者に請求できるのは商品代金の返金のみ？
ケガの治療費も請求できる？

A 治療費も請求できる。製品が原因の出費は業者に請求ができます。